大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、小規模企業者が、新商品、新サービス又は新技術（以下「新商品等」という。）の販路開拓のため、展示会等に出展し、又はウェブサイト等を運営等するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の小規模企業の事業活動の機会の拡大を支援し、もって地域経済の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　小規模企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する小規模企業者に該当する事業者であって、市内に本店又は営業所を有するものをいう。

⑵　支援機関　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第３１条第２項に規定する認定経営革新等支援機関

イ　大津市・草津市創業支援等事業計画において認定連携創業支援等事業者となっている者

（補助対象者）

第３条　この要綱による大津市小規模企業販路開拓事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する小規模企業者とする。

⑴　第５条第１項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において、現に事業を営んでいる者であって、当該事業を開始してから３年を経過したものであること。

⑵　申請日において、市内に本店又は事業所を有していること。

⑶　支援機関による支援を受けている者であること。

⑷　販路開拓段階にある新商品等を有していること。

⑸　補助事業終了後も市内において事業活動を継続して行う予定のある者であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

⑴　フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条の規定による許可又は届出を要する事業を営む者

⑶　政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者

⑷　宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者

⑸　自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者

⑹　公序良俗に反する事業を営む者

⑺　市税及びその延滞金等を滞納している者

⑻　その他第１条の目的に照らし、市長が適当でないと認める者

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新商品等の販路開拓のため、小規模企業者が行う展示会等への出展又はウェブサイト等の構築及び運営に要する経費（国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている経費を除く。）とする。

２　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、５００，０００円を限度とする。

（交付申請書）

第５条　大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　事業計画書（様式第２号）

⑵　収支予算書（様式第３号）

⑶　支援機関確認書（様式第４号）

⑷　法人の登記事項証明書（個人にあっては、税務署長に提出した開業届の写し）

⑸　大津市税の賦課の対象者にあっては、市税の滞納がないことを証する書類

⑹　その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第６条　規則第７条第１項の規定による通知は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付決定通知書（様式第５号）により行うものとする。

２　規則第７条第２項の規定による通知は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第６号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第７条　規則第９条第５項の規定による通知は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付決定取消通知書（様式第７号）又は大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付決定変更通知書（様式第８号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第８条　規則第１３条第１項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助事業変更承認申請書（様式第９号）又は大津市小規模企業販路開拓事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第１０号）とする。

２　前項の変更承認申請書には、第６条第２項の規定により交付申請書に添付した書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

（承認通知書等）

第９条　規則第１３条第２項の規定による通知は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第１１号）若しくは大津市小規模企業販路開拓事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第１２号）又は大津市小規模企業販路開拓事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第１３号）若しくは大津市小規模企業販路開拓事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第１４号）により行うものとする。

（実績報告書）

第１０条　規則第１４条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助事業実績報告書（様式第１５号）とする。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　事業実施報告書（様式第１６号）

⑵　経費別決算額明細書（様式第１７号）

⑶　経費の支出を証する書類

⑷　その他市長が必要と認める書類

（確定通知書）

第１１条　規則第１５条の規定による通知は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金確定通知書（様式第１８号）により行うものとする。

（交付請求書）

第１２条　規則第１８条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付請求書（様式第１９号）とする。

（取消通知書）

第１３条　規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金交付決定取消通知書（様式第２０号）により行うものとする。

（返還通知書）

第１４条　規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金返還通知書（様式第２１号）により行うものとする。

（効果報告書）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、補助事業終了後１年間の販売状況等について、大津市小規模企業販路開拓事業費補助金に係る効果報告書（様式第２２号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。